三の二～七　［略］	三の二～七　［略］
2　［略］	2　［略］
（冷凍設備に用いる機器の指定）	（冷凍設備に用いる機器の指定）
第六十三条　法第五十七条の経済産業省令で定めるものは、もつぱら冷凍設備に用いる機器（以下単に「機器」という。）であつて、一日の冷凍能力が三トン以上（二酸化炭素及びフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）にあつては、五トン以上。）の冷凍機とする。	**第六十三条**　法第五十七条の経済産業省令で定めるものは、もつぱら冷凍設備に用いる機器（以下単に「機器」という。）であつて、一日の冷凍能力が三トン以上（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）にあつては、五トン以上。）の冷凍機とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年七月二十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規　則

人事院は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、人事院規則二―一三（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月二十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二―一三―一

人事院規則二―一三（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一三（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四章まで」を「第四章の二まで」に、「及び同法」を「及び」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。